

鳥取県公報

告示

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

- ◇告示 豚移入禁止区域の指定
- ◇選挙告示 立候補の届出

選挙告示

鳥取県告示第三百七十九号
豚コレラ予防に関する規則（昭和二十六年七月鳥取県規則第四十五号）第三條の規定による移入を禁止する区域を次のように指定した。

昭和二十七年七月三十日
鳥取県知事 西 尾 愛 治
移入禁止区域
島根県簸川郡

選挙告示第七号

昭和二十七年八月十三日執行の鳥取県西部海区漁業調整委員会委員選挙につき、次のとおり立候補の届出があつた。
昭和二十七年七月三十日

鳥取県西部海区漁業調整委員会委員選挙 選挙長 田 崎 爲 重

届出月日	委員候補者氏名	通称	党派	職業	性別	生年月日	住 所
七月三十日	安 田 恒 正	なし	無所属	漁業	男	明治三十八年 一月一日	西伯郡大篠津村一、二四 九番地

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

発行日 火、金

印 發
刷 行 鳥 取 縣 鳥 取 市 東 町 取 縣 印 刷 所

官庁、会社、学校、団体、法制研究者必讀

鳥取県公報

鳥取県公報を御存知ですか。
本県においては県民の皆様の日常生活に
関係ある重要な條例、規則、規程等をこの
公報に登載して公布しております。
国に官報、県に公報あり、是非公報を讀み
ませう。

定期発行日 毎週火、金曜日
講讀料（実費）一箇月100円 一箇年1,200円
申込先 鳥取県総務部総務課

鳥取県公報

目次

◇規則 鳥取県自動車運転者試験手数料等徴収規則
 ◇公安委員会告示 鳥取県道路交通取締規則の一部改正

規則

鳥取県自動車運転者試験手数料徴収規則をここに公布する。

昭和二十七年七月三十日

鳥取県知事 西 尾 愛 治

鳥取県規則第六十六号

鳥取県自動車運転者試験手数料等徴収規則

道路交通取締法に基きこの規則を定める。

第一條 道路交通取締法（昭和二十二年法律第三百三十

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

号）第二十六條の二の規定に基く自動車運転者試験手数料、運転免許証交付手数料、運転免許証再交付手数料、運転許可証交付手数料又は運転許可証再交付手数料はこの規則の定めるところにより納めなければならぬ。

第二條 自動車運転者試験手数料は試験の当日現金をもつて納めなければならない。

2 運転免許証交付手数料、運転免許証再交付手数料、運転許可証交付手数料又は運転許可証再交付手数料は免許証又は許可証の交付をうけたとき知事の発行する納額告知書によつて納めなければならない。

第三條 既納の手数料はいかなる理由があつても還付しなす。

附 則

この規則は、昭和二十七年八月一日から施行する。

公安委員会告示

鳥取県公安委員会告示第三号

鳥取県道路交通取締規則（昭和二十五年三月鳥取県公安委員会告示第一号）の一部を次のように改正する。

昭和二十七年七月三十日

鳥取県公安委員会委員長 秋 久 勳

目次中「第三章運転免許」の下に「及び運転許可」を「第四章運転免許証」の下に「及び運転許可証」を加える。

第三條中「申請書は住所地の警察署長」を「申請書は正副二通とし住所地を管轄する警察署長」に改める。

第四條を次のように改める。

第四條 市街地又は人家の密集した場所での自動車及び原動機付自転車の最高速度は、次の通りとする。

一 令第十八條第一項第一号の自動車は、毎時四〇キ

ロメートル（二四・八哩）

二 令第十八條第一項第二号の自動車は、毎時三〇キ

ロメートル（一八・六哩）

三 令第十八條第一項第三号の自動車は、毎時二十五

キロメートル（一五・六哩）

四 緊急自動車は、毎時七〇キロメートル（四三・四哩）

五 令第十八條の二の原動機付自転車は、毎時二十キ

ロメートル（二二・〇哩）

第三章「運転免許」の下に「及び運転許可」を加える。

第十四條第一項を次のように改める。

第十四條 令第四十二條の二第一項の規定によつて運転免許又は令第五十二條の三の規定によつて運転許可を受けようとするものは、別記第三号様式の申請書に左の各号の書類を添付しなければならない。

一 戸籍抄本又は住民登録票抄本（但し、外国人にあつては登録原票の写）

二 写真二葉（申請前六箇月以内に撮影したライカ版脱帽、正面上半身無台紙のものであつて裏面に撮影年月日及び氏名を記入したもの）

三 精神病、聴力、視力、色盲、及び四肢の運動障害に関する医師の健康診断書

四 令第四十四條第一項第一号の規定に該当するものは、自動車練習所の発行する技能証明書

五 令第四十四條第一項第二号の規定に該当するものは、卒業証明書の写及び在学中自動車に関する学科を修めた者である旨の当該学校長の発行する証明書

六 令第四十四條第一項第三号の規定に該当するものは、運転免許証の写

七 令第四十四條第二項に規定するものについては鳥取県公安委員会が認定するにたる理由書

第十七條中「令第四十二條第一項第一号乃至第四号」の下に「又は令第五十二條の二」を、「運転免許」の下に「又は運転許可」を加え、第一項第一号及び第七号を次のように改める。

一 免許申請書又は許可申請書に不実の記載をしたもの

七 運転免許又は運転許可を受けいず自動車若しくは原動機付自転車を運転し又は受験に際し不正を行つて發覺した日から六月を経過しないもの

第十八條を次のように改める。

第十八條 令第四十四條の規定による令第四十三條の試験は、左の各号によりその一部を省略する。

一 令第四十四條第一項第一号の規定による証明書を有するものについては、令第四十三條第一項第一号の技能試験、第二号及び第三号の筆記試験

二 令第四十四條第一項第二号に規定するものについては、令第四十三條第一項第三号の構造及び取扱に関する筆記試験

三 令第四十四條第一項第三号に規定するものについては、令第四十三條第一項第一号の技能試験及び第三号の構造及び取扱に関する筆記試験

四 令第四十四條第二項に規定するものについては、令第四十三條第一項第一号の技能試験及び第三号の構造並びに取扱に関する筆記試験

第二十條中「五車輛規則」を「五道路運送車輛法及び道路運送車輛の保安基準」に改め、同條に次の一号を加える。

七 その他交通に関する法規

第二十四條中「令第四十五條の三」の下に「及び令第五十二條の四」を加え、「免許」を「運転免許又は運転許可」に改める。

第四章「運転免許証」の下に「及び運転許可証」を加える。

第二十五條中「令第四十七條」の下に「及び令第五十二條の八」を加え、第二項を次のように改める。

前項の届出のうち本籍又は、氏名を変更したときは、これに戸籍抄本又は住民登録票抄本、外国人にあつては登録原簿の写に運転免許証又は運転許可証を添えなければならぬ。

第二十六條中「令第四十七條」の下に「令第五十二條の八」を、「運転免許証」の下に「又は運転許可証」を加える。

第二十七條中「令第四十八條」の下に「及び令第五十二條の六」を、「運転免許証」の下に「又は運転許可証」を加える。

第二十八條中「令第五十一條」の下に「及び令第五十二條の八」を、「運転免許証」の下に「又は運転許可証」を加える。

第二十九條中「令第五十二條第一項第一号」の下に「又は令第五十二條の八」を、「運転免許証」の下に「又は運転許可証」を加える。

附 則

この規則は、昭和二十七年八月一日から施行する。

別記様式を次のように改める。

別記様式第三号（第十四條の規定によるもの）

自動車運転免許申請書
原動機付自転車運転許可

免 許 可 の 種 類	現に運転免許を有するものはその種類、番号交付年月日及び交付した公安委員会名	種 類 番 号	交 付 日 月 日	交 付 公 安 委 員 会
	申請者 住所 氏名 生年月日	住所 氏名 生年月日	住所 氏名 生年月日	住所 氏名 生年月日

右自動車運転免許を受けたいので写真二葉、戸籍抄本（住民登録票抄本）、医師の健康診断書、理由書及び証明書を添えて申請いたします。

昭和 年 月 日

氏 名 〇

鳥取県公安委員会御中

（註）免許については市町村公安委員会の管轄区域を主たる運転地とするものは、申請書に「自動車運転免許試験申請書」と記載すること。

申請書の記載に当つては、不要の文字を抹消すること。

別記様式第七号（第二十五條の規定によるもの）

自動車運転者 「」届
原動機付自転車運転者 「」届

一、免許の種類及び免許番号

二、届出の要旨

右の通りでありますから免許証訂正下さるよう届出いた

します。

昭和 年 月 日

住 所

氏 名 〇

鳥取県公安委員会御中

別記様式第八号（第二十六條の規定によるもの）

自動車運転者 運転地変更届
原動機付自転車運転者

写真二葉 一、本籍
仮ちよう、住所

付欄 住所

氏 年 月 日生 名

二、免許の種類
交付年月日

免許番号

三、旧運転地

四、新運転地

右の通り運転地を変更したから写真二葉及び免許証を添えて届出いたします。

昭和 年 月 日

氏

名 ㊟

鳥取県公安委員会御中

別記様式第九号(第二十七條の規定によるもの)

自動車運転免許証 検査申請書
原動機付自転車運転許可証

写真 二葉 一、免許の種類及び免許番号
仮ち、よう、付欄 許可の種類及び許可番号

二、交付年月日

右免許証の検査を願いたいから写真 葉及び免許証を添えて申請いたします。

昭和 年 月 日

住所

氏

名 ㊟

鳥取県公安委員会 御中

別記様式第十号(第二十八條の規定によるもの)

自動車運転免許証 再交付申請書
原動機付自転車運転許可証

写真 二葉 一、免許の種類及び免許番号
許可の種類及び免許番号

仮ち、よう、付欄 二、再交付申請の事由

右の通りでありますから免許証再交付下さるよう写真二葉を添えて申請いたします。

昭和 年 月 日

住所

氏

名 ㊟

鳥取県公安委員会 御中

別記様式第十一号(第二十九條の規定によるもの)

自動車運転免許証 返納届
原動機付自転車運転許可証

一 免許許可の種類及び免許番号

二 返納事由

右の通りでありますから自動車運転免許証返納致したく免許証を添えて届出いたします。

昭和 年 月 日

住所

氏

名 ㊟

鳥取県公安委員会 御中

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

官庁、会社、学校、団体、法制研究者必讀

鳥取県公報

鳥取県公報を御存知ですか。

本県においては県民の皆様の日常生活に
関係ある重要な條例、規則、規程等をこの
公報に登載して公布しております。

国に官報、県に公報あり、是非公報を讀み
ませう。

定期発行日 毎週火、金曜日

講讀料（実費）一箇月100円 一箇年1,200円

申込先 鳥取県総務部総務課

発行日 火、金

印 發

刷 行 鳥 鳥
取 取 取 取
所 者 縣 縣
縣 縣 鳥 鳥
鳥 取 鳥 取
市 東 市 市
取 町 町
縣 取
印 取
刷 取
所 縣